

件名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例
主管課	障がい福祉課
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令
<p>【改正の概要】</p> <p>1 改正理由 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の改正に伴い、標記条例を改正する。</p> <p>2 改正内容 政令改正により、匿名障害福祉等関連情報利用者が納付すべき手数料の額等を定め、同手数料を免除することができる者が定められ、本条例の趣旨に参照している条について条番号のずれが生じた（政令第50条→第60条）ことに伴い改正する。</p>	
施行日	条例公布日
<p>【その他参考事項】</p>	